中世後期備後における守護支配と国衆

(日本史学研究室) 川 岡

勉

はじめに

制させるのが、室町幕府―守護体制の基軸的な回路であったとみてよかろう。 関わりには地域的な差異が少なくない。とはいえ、幕府が守護を介して諸国の武家領主を統関わりには地域的な差異が少なくない。とはいえ、幕府が守護を介して諸国の武家領主を統関わりには地域的な差異が少なくない。とはいえ、幕府が守護を介して諸国の武家領主を統制させるのが、室町幕府―守護体制の基軸的な回路であったとみてよかろう。

本稿で取り上げる備後は山名氏物領家である但馬山名氏の分国であり、但馬を本拠地と本稿で取り上げる備後は山名氏物領家である但馬山名氏が備後の国衆を統制するのがする山名氏が備後守護を兼ねていた。したがって、但馬山名氏が備後の国衆を統制するのが本来のあり方である。ところが、戦国期になると山名氏に代わって大内氏による備後国衆に対する影響力が強まり、やがて備後は事実上の大内氏分国の一部を構成するようになる。これは、山名氏の保持する守護職と国成敗権の乖離と捉えられる。そして、同様な動きは隣国の安芸や石見においても確認することができる。

備後と安芸・石見の三国はいくつかの共通した特徴を持っている。備後と安芸の守護は山備後と安芸・石見の三国はいくつかの共通した特徴を持っている。備後と安芸・石見の三国はいくつかの共通した特徴を持っている。備後と安芸・石見の三国はいくつかの共通した特徴を持っている。備後と安芸・石見の三国はいくつかの共通した特徴を持っている。備後と安芸の守護は山佑国に連動していたとされる。岸田氏は、細川氏に代表される中央権力とそれに対抗するは相互に連動していたとされる。岸田氏は、細川氏に代表される中央権力とそれに対抗するは相互に連動していたとされる。岸田氏は、細川氏に代表される中央権力とそれに対抗する地域の大名権力(大内氏)という構図の中に備芸石三国を位置づけるのである。

また、三国では共通して国人領主の自立性が顕著に認められる。そのため、守護山名氏はまた、三国では共通して国人領主と安芸武田氏に大内氏の封じ込めを期待するようになるという。石見でも国人が守護代の非法を幕府に訴えたことが確認できる。このような中で、幕府は守護山名氏を通してではなく、直接に国人たちを支配しようとする志向性を強める。岸田氏によれば、守護山名氏が大内氏と提携を深めるという情勢変化の中で、幕府は山る。岸田氏によれば、守護山名氏が大内氏と提携を深めるという情勢変化の中で、幕府は山る。そして、幕府と大内氏の双方からの圧力が加わる中で、国人たちは相互の抗争によされる。そして、幕府と大内氏の双方からの圧力が加わる中で、国人たちは相互の抗争による不利益や国内不安の除去のために盟約を結び、国人領主連合が形成・発展していくと論じるれるのである。

いくのは、やはり三国共通の現象である。 戦国期になると、備芸石三国は大内氏の支配下に置かれる。山名氏が大内氏との提携を深 戦国期になると、備芸石三国は大内氏の支配下に置かれる。山名氏が大内氏の分国に包 が、山名氏から大内氏、そして毛利氏へと受け継がれて た。国を統治する権限(国成敗権)が、山名氏から大内氏、そして毛利氏へと受け継がれて た。国を統治する権限(国成敗権)が、山名氏から大内氏、そして毛利氏へと受け継がれて 根されていく。そして、大内氏が衰退・滅亡した後は毛利氏の支配下へ組み入れられていっ た。国を統治する権限(国成敗権)が、山名氏から大内氏、そして毛利氏へと受け継がれて とのは、やはり三国共通の現象である。

三国はこうした共通性を持つものの、備後と安芸・石見との相違点にも目を向ける必要がある。市川裕士氏は、山名氏研究の課題として「地域の多様な実情に応じて、山名氏の分国ある。市川裕士氏は、山名氏研究の課題として「地域の多様な実情に応じて、山名氏の分国国を有する場合にも、各分国の地域的差異に注意して守護支配のあり方を跡づけていく。 諸国を有する場合にも、各分国の地域的差異に注意して守護支配のあり方を跡づけていくことが求められるのである。

ることによって、備後における守護支配の特質が浮かび上がってくるものと考えられる。 (**) ・ 本稿では、備後の事例を取り上げ、安芸や石見と比較しながら、当国が大内氏の支配下の。 ・ 本稿では、備後の事例を取り上げ、安芸や石見と比較しながら、当国が大内氏の支配下の盟約関係と関連づけて論じ、国成敗権が山名氏から大内氏へと移動する事情を考察した。 筆者は、旧稿において中世後期の石見における守護支配のあり方を国衆の自立的な動き

但馬山名氏と備後国衆

(1) 応仁の乱前後の備後国衆

開したのに対し、安芸・石見では国内に大内氏の支配領域を含み、独自性の強い国人領主連が進展していたことも指摘されている。岸田裕之氏は、備後では守護支配が比較的順調に展く、山名氏は彼らの統制に腐心せざるをえなかった。但し、備後は安芸に比べると守護支配信後と安芸の両国は、但馬山名氏が守護職を有する分国であったが、国人層の自立性が高

勢力がいたものと考えられよう。 勢力がいたものと考えられよう。 勢力がいたものと考えられよう。 参力がいたものと考えられよう。

戦国期の幕開けとされる応仁の乱の際にも、備後は東西両軍の衝突の舞台となった。当戦国期の幕開けとされる応仁の乱の際にも、備後は東西両軍の衝突の舞台となった。当戦国期の幕開けとされる応仁の乱の際にも、備後は東西両軍の衝突の舞台となった。当世戦国期の幕開けとされる応仁の乱の際にも、備後は東西両軍の衝突の舞台となった。当世戦国期の幕開けとされる応仁の乱の際にも、備後は東西両軍の衝突の舞台となった。当時、備後の守護は但馬山名氏の惣領である宗全(持豊)の息子是豊が務めていたが、是豊は横後の東軍の大人の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。これに対抗して、是豊は済めていたが、是豊は、一人の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。これに対抗して、是豊は文明三年四月に再内の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。これに対抗して、是豊は文明三年四月に再内の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。これに対抗して、是豊は文明三年四月に再内の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。これに対抗して、是豊は文明三年四月に再内の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。これに対抗して、是豊は文明三年四月に再内の制度を図り、大内勢もこれに合力した。

系の国衆の中には東軍に加わる者が見られたのに対し、山内・和智・田総・三吉・江田の諸領主たちも東西二つに分かれて対立した。杉原氏など瀬戸内海沿岸部に拠点をもつ奉公衆このように、大乱時には備後支配権をめぐって山名是豊方とその父宗全方が争い、国内の

ている。

「14」

ている。

「14」

でいる。。

「14」

でいる。

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14」

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

「14]

これに応えて進軍中の教幸を西軍の政弘の代官陶弘護が襲撃している。 (15)めた。是豊の備後再進攻にあたって、東軍は大内政弘の伯父教幸 (道頓) に合力を要請し、めた。是豊の備後再進攻にあたって、東軍は大内政弘の伯父教幸 (道頓) に合力を要請し、東西両軍は、備後を確保するために国内の領主たちのみならず、隣国の軍勢にも協力を求

西軍の宗全の側も、備後の敵方に対抗するため安芸の国衆や防長の大内勢に期待を寄せた。文明三年、それまで東軍に加勢して安芸から備後に攻め込んでいた毛利豊元は、大内氏た。文明三年、それまで東軍に加勢して安芸から備後に攻め込んでいた毛利豊元は、大内氏兵を挙げた豊元は、江田籏返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の陣を崩し、勢いに乗り山兵を挙げた豊元は、江田籏返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の陣を崩し、勢いに乗り山兵を挙げた豊元は、江田籏返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の陣を崩し、勢いに乗り山兵を挙げた豊元は、江田籏返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の陣を崩し、勢いに乗り山兵を挙げた豊元は、江田籏返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の陣を崩し、勢いに乗り山兵を挙げた豊元は、江田茂返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の神を持ち、大内氏からも安芸の西条千貫の戦功により山名により、一世の側も、備後の敵方に対抗するため安芸の国衆や防長の大内勢に期待を寄せた。文明三年、それまで東軍に加勢して安芸の国衆や防長の大内勢に期待を寄せた。

と影響力を広げていくことになる。 条代官に大きく依存していた。大内氏と結んで備後に所領を得た毛利氏は、安芸から備後へ 条代官に大きく依存していた。大内氏と結んで備後に所領を得た毛利氏は、安芸から備後へ の東西 を影響力を広げていくことになる。

(2) 播磨争奪戦の敗北と備後国衆

後も、備後の領主たちが山名氏の家督紛争に巻き込まれる事例が確認できる。それが政豊と但馬山名氏の分裂・抗争は備後の国衆たちを度々戦闘に引きずり込んだ。そして、大乱終結水享年間の山名持豊と持熙の対立、応仁の乱時の宗全(持豊)とその子是豊の抗争など、

られる。その子俊豊の抗争である。そのきっかけは、但馬山名氏による播磨出兵と敗退であったとみ

文戦の末に、山名勢は退却を余儀なくされた。長享二年(一四八八)七月、政豊は播磨坂本 「19) 「20) 月二十二日に備前福岡の合戦で戦死している。 しかし、足かけ六年にわたる赤松勢との 「20) 月二十二日に備前福岡の合戦で戦死している。 しかし、足かけ六年にわたる赤松勢との 「20) 「20) 月二十二日に備前福岡の合戦で戦死している。 しかし、足かけ六年にわたる赤松勢との 「20) 「30) 「30

播磨争奪戦の敗北は、政豊の地位の不安定化を招き、山名氏の一族や内衆・国人らが政豊 「世界」と話びつき、政豊・俊豊父子の対立へと発展していくことになる。 豊に不信感を抱く勢力と結びつき、政豊・俊豊父子の対立へと発展していくことになる。 世界国内で兵を挙げた。この時に政豊側についたのは田公肥後守父子やその寄子、馬廻衆が但馬国内で兵を挙げた。この時に政豊側についたのは田公肥後守父子やその寄子、馬廻衆が但馬国内で兵を挙げた。この時に政豊側についたのは田公肥後守父子やその寄子、馬廻衆 十人などに限られ、国人頭二十六人など山名氏の家臣の多くは政豊に搾立しようとする勢力 長享二年人月十七日条に「備後衆悉背金吾」とあり、備後の国衆も多くが俊豊側に立ったようである。

翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば藁江荘の返翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば藁江荘の返翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば藁江荘の返翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば藁江荘の返翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば藁江荘の返翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば藁江荘の返

は国衆の着座の次第を取り決めるにあたって、山内豊成を「座上」に位置づけ、山内氏を通備後国衆のうち、俊豊がとりわけ重用して中心的な地位にすえたのが山内氏である。俊豊

(215) (215) (215) (215) (215) (215) (215) (215) (216) (217) (216) (217)

氏にとって、俊豊を支持した備後国衆との関係を修復する必要に迫られたはずだが、それは 本。この後、俊豊は備後の勢力などと連絡を取り合いながら復権を図るものの、やがて史料 た。この後、俊豊は備後の勢力などと連絡を取り合いながら復権を図るものの、やがて史料 上から姿を消していくことになる。。 こうして山名氏の内紛は収束していくが、その後も 上から姿を消していくことになる。。 こうして山名氏の内紛は収束していくが、その後も 上からと変を消していくことになる。。 こうして山名氏の内紛は収束していくが、その後も 上からと変がしていくことになる。。 こうして山名氏の内紛は収束していくが、その後も 上からと変がした備後国衆との関係を修復する必要に迫られたはずだが、それは

二 備後と芸石両国における守護支配の展開

容易なことではなかったと思われる

(1) 山名致豊の備後支配と因幡山名氏

太田垣胤朝も、備後において守護の命令に応じない者は成敗を加えるとする山名氏の意向として非難し、押領地を返付させるため田総氏に協力を求める書状を送った。 守護代のを継いだ。致豊は備後国衆の統制に手を焼いたらしく、山内氏が広沢衆の知行地を押領したの家督明応八年(一四九九)正月に山名政豊が亡くなると、政豊の次男致豊が但馬山名氏の家督明応八年(一四九九)正月に山名政豊が亡くなると、政豊の次男致豊が但馬山名氏の家督

て山名氏から退治命令が出されたことが確認できる。 (***)を田総氏に伝えている。 実際、備後国衆の中核的な存在である山内直通(豊通)に対し

らせたものであり、守護側から国衆に宛てた文書の通例として書状形式をとっている。次の史料は、備後の国衆杉原氏に宛てて、太田垣亀房丸を備後の守護代に任じたことを知

備後国守護代職事、亀房丸申付候、此旨可令存知候、猶委細礼部可被申候、恐々謹言、

致

豊

判

十月廿八日

杉原高須右 馬助殿

(更料2) (3 6)

備後国守護代職事、亀房被仰下候、珍重候、如先規可被応御下知候、猶山内可申候、恐々

謹言、

十一月廿一日

杉原高須右 馬助殿

豊重判

権山名氏が関与しているのである。また、次のような史料もある。 幡山名氏が関与しているのである。また、次のような史料もある。 幡山名氏が関与しているのである。また、次のような史料もある。

(更料3) (3 8)

之由候間、然上者急度山内次郎四郎相談、至伯州令出張、可被抽忠節之事肝要候、恐々 伯州出張之事、雖度々申下候、就行事山之儀延引由候条、不及是非候之処、彼要害落去

(更料4) (3 9)

士 月廿一日

致 豊 (花押)

田総藤蔵人殿

委曲猶山内并使者可申候、恐々謹言 然存候、殊相 州 所行言語道断之儀候、此刻各忠節肝要候、又於豊重別而可為本望候 就伯州出張之儀、従次 郎殿重而被仰下候、山内次 郎四郎被相談、急度被相動候者尤可(蕺蔥)

士 月廿二日 田総藤蔵人殿

> ^(山名) 豊 重 (花押)

耆・備後の共同支配が確立していたと論じている。(マー) 邊大門氏は、致豊善状の副状を豊重が発給していることから、但馬・因幡両山名氏による伯 して、但馬山名氏が因幡山名氏の上位に存在している様子を示すと評価する。 一方、渡(40) かる。岡村吉彦氏は、致豊→豊重→山内氏→備後国衆という命令の伝達経路が確認されると ための軍事行動を備後国衆に命じるにあたり、因幡山名氏がこれに関与していることが分 ものである。「相州」(伯耆守護の山名尚之)の所行を咎めた但馬山名氏が、尚之を討伐する 殿」(致豊)の意を受けて、同じく山内直通と相談して伯耆攻めを行うよう田総氏に命じた 通)と相談して活動するように指示している。 [史料4] は、因幡守護の山名豊重が 「次郎 [史料3] は守護山名致豊が田総氏に対して伯耆出張を命じたもので、山内次郎四郎 直

衆に宛てて出されればそれですむはずである。ところが、備後国衆の命令下達において因幡 備後の守護は但馬山名氏が兼ねているのであるから、本来であれば致豊の文書が備後国

> であろう。 書だけでは十分でなく、因幡山名氏がそれを補完しなければならない状況を読み取るべき 守護の豊重の関与が確認された。ここからは、備後国衆に対する統制が但馬山名氏の出す文

この体制は応仁の乱後も解体してはおらず、山名一族は共同歩調を取りながら戦国の争乱 の山名豊重を介在させる形で備後国衆を統制することであった。 体制で補完することにより困難を乗り切ろうとしたのではないだろうか。それが、因幡守護 は、但馬の惣領家を中心に庶流一族を結集させる体制の存在を確認することができる。 (42) を生き抜こうとしていた。永正年間、備後支配の弱体化に直面した但馬山名氏は、同族連合 に対する支配力の低下、もう一つは山名氏の同族連合体制の存在である。山名氏において こうした事態の背景にあったと考えられるのは、一つには但馬山名氏(致豊)による備後

もに豊重の名前が見える。(43) り、長享元年(一四八七)に足利義尚が近江に出陣した時にも在陣衆の中に山名俊豊らとと 仕える豊重と交流を深めた可能性があろう。 豊が但馬山名氏の当主の座をねらって義材に接近する中で、山内氏など備後国衆が義材に 兵を率いて上洛し、山内豊成の息子直通など備後国衆も俊豊に従って入京している 。 重はこれに加わり、父豊時とともに義材に仕えた。この軍事行動の際には、俊豊が二千人の 山名豊重は若い時から足利将軍家の移動に付き従う御供衆として活動していた人物であ 延徳三年(一四九一)に足利義材が近江に出陣する時にも豊 俊

えられる。 は義材方に味方したとされ、 ていった。俊豊を支持していた備後国衆と但馬山名氏の関係は疎遠になっていくものと考 から排除されたようであり、俊豊も但馬の合戦で敗北し、但馬回復を果たせないまま没落し されてしまう(明応の政変)。この時、因幡守護豊時が政元方についたのに対し、子の豊重 ところが、明応二年に細川政元がクーデターを起こし、義材は将軍の座から引きずり降ろ 豊重と義材の親密さがうかがわれる。政変後、豊重は幕政

政豊没後に山名氏の当主となった致豊が、備後国衆の統制を図るため頼ったのが因幡山

名氏の豊重であった。豊重は永正年間には守護職を継いで因幡に在国していたようで、将軍名氏の豊重であった。豊重は永正年間には守護職を継いで因幡に在国していたようで、将軍名氏の豊重であった。豊重は永正年間には守護職を継いで因幡に在国していたようで、将軍名氏の豊重であった。豊重は永正年間には守護職を継いで因幡に在国していたようで、将軍

年間以来の守護山名氏と備後国衆の対立に淵源があると考えられるのである。(義尹)派であった豊重だったとみられる。因幡山名氏による備後支配の補完体制は、明応援る致豊との関係は希薄であり、むしろ国衆に影響力を持っていたのは俊豊と同様に義材握る致豊との関係は希薄であり、むしろ国衆に影響力を持っていたのは俊豊と同様に義材をすると、致豊が備後国衆を統制・動員するため因幡守護のこうした事情を念頭に置いて考えると、致豊が備後国衆を統制・動員するため因幡守護の

なお、「史料2・3・4」からは、山名氏の備後支配を山内氏が支えていたこともうかがえる。同様な状況は他の史料からも検出され、致豊が杉原高須氏や上山氏に宛てた書状には「以国次之儀、毎事山内相談馳走肝要候」という文言が認められる。 備後では何事も山内氏と相談すべきことが「国次之儀」とされているのである。いったんは山内氏を退治する山名氏の命令が出されたにもかかわらず、山内氏を国衆統制の中心にすえる俊豊以来の方式が受け継がれていることが分かる。備後では、山内氏を中核とする国内秩序が根強く存在式が受け継がれていることが分かる。備後では、山内氏を中核とする国内秩序が根強く存在しつづけていたのである。

(2) 大内氏による芸石両国の分国化

とくに大内氏に接近して関係強化に乗り出したのは益田氏であり、同氏は大内氏と国衆側にさせ、盟約関係を結ばせるなどして石見国内に影響力を拡大した。国衆の中にあって、にさせ、盟約関係を結ばせるなどして石見国内に影響力を拡大した。国衆の相互対立をであり、山名氏が石見国内に権限を行使した形跡は乏しい。 大内氏は国衆の相互対立を停止させ、盟約関係を結ばせるなどして石見国内に影響力を拡大した。国衆の中にあって、停止させ、盟約関係を結ばせるなどして石見国内に影響力を拡大した。国衆の中にあって、停止させ、盟約関係を結ばせるなどして石見国内に影響力を拡大した。国衆の中にあって、とくに大内氏に接近して関係強化に乗り出したのは益田氏であり、同氏は大内氏と国衆側とが確認できたが、こうした方式は安芸や石見では見受けられない。石見の事例については、戦国期の備後では因権山名氏が補完する形で守護山名氏の分国支配が維持されているこ戦国期の備後では因権山名氏が補完する形で守護山名氏の分国支配が維持されているこ

に守護職を獲得して石見の分国化を完成させるのである。 を結びつける窓口として機能した。国衆の組織化を進めた大内氏は永正十四年 (一五一七)

いたため、相互に影響しあう関係に置かれていたのである。

大内氏は、安芸の東西条および呉・能美島、石見の邇摩郡に拠点を保持しており、これを 大内氏は、安芸の東西条および呉・能美島、石見の邇摩郡に拠点を保持しており、これを 大内氏は、安芸の東西条および呉・能美島、石見の邇摩郡に拠点を保持しており、これを 大内氏は、安芸の東西条および呉・能美島、石見の邇摩郡に拠点を保持しており、これを 大内氏は、安芸の東西条および呉・能美島、石見の邇摩郡に拠点を保持しており、これを

大内氏を介して芸石国衆の統制を図る姿勢を明確に示していたのである。 大内氏を介して芸石国衆の統制を図る姿勢を明確に示していたのである。 大内氏を介して芸石国衆の統制を図る姿勢を明確に示していたのである。 芸石両国への段別を大内氏が仲介したものであろうか。大乱終結時の幕府は、守護山名氏を通じてでは、 「芸州面々中」・「石州面々中」に宛てて出されている(五月十九日条)。この当時、「芸石両「芸州面々中」・「石州面々中」に宛てて出されている(五月十九日条)。この当時、「芸石両「芸州面々中」・「石州面々中」に宛てて出されている(五月十九日条)。この当時、「芸石両「芸州面々中」・「石州面々中」に宛てて出されている(五月十九日条)。この当時、「芸石両「芸州面々中」・「石州面々中」に宛てて出されている(五月十九日条)。この当時、「芸石両は幕府から芸石、本門は、本門は、中国、本門は、中国、大内氏を介して法石国衆の統制を図る姿勢を明確に示していたのである。

国衆の統制を担った。これは石見でも同様であり、山名氏の守護支配を忌避する国衆が大内と明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは大田衆の統制を担った。これは石見でも同様であり、山名氏の守護支配を忌避する国衆が大内との勢いた毛利氏の領主である壬生晴富に対し、後で事情を報告し、請文を提出するとしている。

で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。 で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。 で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。 で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。 で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。 で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。 (67)

※正五年(一五○八)、大内義興は西中国から北部九州の軍勢を率いて上洛を遂げ、義尹を将軍の座に復帰させた。この時、安芸の平賀・小早川・天野氏、石見の益田・周布氏ら芸置を占めていると言ってよかろう。永正十三年に義興が「防長豊筑雍芸石七州大守」と自称置を占めているようでよかろう。永正十三年に義興が「防長豊筑雍芸石七州大守」と自称している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよく示している。 石見については、翌十四年に義興が正式に守している事実は、それをよくが確認できるのである。

戦国期備後における権力秩序の展開

Ξ

(1) 尼子氏の備後進出と大内氏

備後には、安芸の東西条、石見の邇摩郡のような大内氏が直接押さえる活動拠点は存在し 活動状況は東西条代官である安富氏を通じて大内政弘に注進され 、 政弘は国衆に対し 芸国衆と大内氏の東西条代官に大きく依存していた。 備後合力のため出陣した安芸国衆の (7-1) 軍功を賞する書状の中で「山名方快然遇御察候」と申し送っている 。

備後支配の確保を図る守護山名氏が、安芸国衆および東西条代官に支援を求める状況は その後も確認される。明応年間の山名政豊・俊豊父子の対立の際には、俊豊が備後を制圧するため安芸の毛利氏や沼田小早川氏に合力を求め、毛利氏の支援を引き出すために備後における権益を保証している。 これに対して、竹原小早川氏は政豊側に立ったらしく、備おける権益を保証している。 (デュ) (デュ)

り交わしている。 備後国内に所領を持ち、備後国衆に対して影響力を有した毛利氏は、 けでなく、 あった。毛利氏は永正九年二月に安芸の九名の国衆が取り交わした国人一揆に参加しただ 山名氏の備後支配が不安定化する中で、備後に勢力を大きく広げたのが安芸の毛利氏で 山内氏や木梨氏 、 さらに上山氏・敷名氏・吉原氏ら備後国衆とも盟約を取

やがて大内氏による備後経営の中軸を担う存在に位置づけられていくことになる。

出兵して尼子方の勢力排除に努めている。備後北部に影響力を持つ毛利氏もいったんは尼 を攻略すると、安芸や備後の国衆の多くが尼子氏に従うようになり、大内氏は連年のように 大永三年(一五二三)、尼子勢が安芸における大内氏の拠点である東西条に侵攻して鏡山城 陽方面にまで勢力を伸ばし、武田氏・友田氏らと結んで大内氏と対立する情勢が生まれた。 国衆に一味同心して武田氏の動きを封じるように要請した。 折しも出雲の尼子氏が山(^ア゚) 子方についたが、元就が家督を継いでまもない同五年には大内方に復帰している。 永正末年になると、安芸の武田氏らが大内氏に敵対する姿勢を見せたため、大内氏は安芸

賀山氏が尼子氏から離反し、 戦で尼子方は大敗を喫するが、大内方の主力は毛利勢だったようである。 毛利氏の役割が大きかったことをうかがわせる。大永七年八月、備後北部の和智郷細沢山合 備後に在陣して各地で尼子勢と交戦している。 大内勢を率いる陶興房は、安芸国衆に宛(∞0) 房をはじめ、杉興重や右田右京亮などを備後に出陣させた。 志道広良の率いる毛利勢も 中心であった山内氏の攻撃に踏み切った。大内氏は山内氏の支援要請に応えて、重臣の陶賦 久は、備後の国衆を尼子方につなぎとめるため、自ら兵を率いて備後に侵入し、反尼子方の てて毛利勢と申し合わせて軍事行動に励むように要請しており、、 備後を制圧する上で 翌六年に守護山名誠豊が反尼子氏の姿勢を明確にすると、誠豊の指示により山内氏や多 大内方が勢力を盛り返した。これに対して尼子氏の当主経 備後における

この時期の備後守護山名氏と大内氏の関係を示すものとして、以下の史料が注目される。

戦闘において、大内氏は毛利氏の軍事力に大きく依存していたとみられる。

(<u>83</u>)

今度為味方現形之次第、陶尾 張守注進候、此等之旨即至但州可令申候、猶御入魂肝要(興夢)

候、委細陶可申候、恐々謹言、

月 廿六日

湯浅九郎次郎殿

(更料6) (8 4)

可被賀仰之通至但州遂注進候、 何様連々可申承候条本望候、 猶期後信候、恐々謹言、

九 (大永七年)

月 七日

房 (花押)

湯浅九郎次郎殿

御宿所

更料7 [85]

其国之儀、 抛自他之宿意、任連々下知之旨、 令和談馳走之由、 従義 興 注進到来候、 誠

神妙之至侯、弥各相談忠節此時侯、猶太田垣可申侯、恐々謹言

(大永七年) 九 月廿一日

成 (花押)

湯浅九郎殿

更料8]

其国之儀、各御和談之由、 太内殿御注進到来、誠当家之御為肝要候条、 御祝着之通以

御書雖被仰出候、猶具可令申旨、御諚候、弥御入魂専用候、恐々謹言、 九光生

月 廿七日

久 (太田垣)

朝(花押)

湯浅九郎殿

進之候

(史料5~8) は、いずれも備後の国衆湯浅氏に宛てて出された、大内義興とその重臣陶明房、山名堯成 (誠豊) とその重臣太田垣久朝の書状である。注意されるのは、大内方から興房、山名堯成 (誠豊) とその重臣太田垣久朝の書状である。注意されるのは、大内方から興房、山名堯成 (誠豊) とその重臣太田垣久朝の書状である。注意されるのは、大内方から

(\$0°)
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
(\$0°)
いう山内氏の機能が、大内氏が介在するようになっても引き継がれているのである。
(\$0°)

根であるという理念を存続させつつ、山内氏を中核とする国衆の組織化を大内氏が担うと 、「安排除するための兵力確保を目的としていたと推測している。」 、そして、翌大永八年に氏を排除するための兵力確保を目的としていたと推測している。。 、そして、翌大永八年に氏を排除するための兵力確保を目的としていたと推測している。。 、こからは、大内 にないことがうかがえよう。大内氏の軍事行動は、あくまでも山名氏の地位が否定されたわけではないことがうかがえよう。大内氏の軍事行動は、あくまでも山名氏の地位が否定されたわけではないことがうかがえよう。大内氏の軍事行動は、あくまでも山名氏の付託を受れなければならなかったのである。ここからは、備後の国衆、の和談要請は、因伯両国から尼子 とれなければならなかったのである。ここからは、備後の国衆、の和談要請は、因伯両国から尼子

> できよう。 のの、なお山名氏が国衆を統制する権限を持ち続けていた点に備後の特質を見出すことがのの、なお山名氏が国衆を統制する権限を持ち続けていた点では芸石両国と同じであるもいう関係が浮かび上がる。大内氏の影響力が浸透していた点では芸石両国と同じであるも

(2) 大内氏の備後支配と毛利氏

安芸の門山城に在陣して戦闘を指揮していた大内義興は、大永八年に病に倒れて周防に安芸の町山城に在陣して戦闘を指揮していた大内義興は、大永八年に病に倒れて周防に安芸北部から石見に勢力をはる有力国衆の高橋氏も尼子方が優勢と判断して大内氏から離らまれの時に、 「(92) 「反した。

こうした中にあって、大内方に踏みとどまって安芸・備後の計略に当たったとされるのが 毛利元就である。大内氏は毛利氏から人質として井上元義を山口に送らせ、毛利氏を通じて 芸備両国を大内方につなぎ止めようと図った。 大内氏は宍戸氏に「依備後之時宜其面無 たるよう国衆に命じている。 毛利氏は備後の和智氏と示し合わせ、東西条の大内氏代官 弘中隆兼の合力も得て、高橋氏の拠る松尾城を攻略し、石見の阿須那にも進攻して高橋氏を (๑๑) 以ぼした。 毛利氏は安芸から石見にかけて広がる高橋氏の所領を併合し、備後北部に対 にても一段と影響力を拡大したとみられる。

(9.8) (9.8

芸備の戦乱が停止したのは、大内氏と大友氏の対立が深まったことも背景にあると思われ

が出陣して以来、九州では激しい戦闘が繰り広げられている。る。天文元年(一五三二)、筑前・豊前に進攻した大友勢に対抗して陶興房の率いる大内勢

同じ頃、出雲では尼子氏の当主経久に対して三男の塩冶興久が謀反を起こしている。尼子父子は、双方とも大内氏に力添えを要請し、大内義隆は毛利元就の進言に従って経久を支持文子は、双方とも大内氏に力添えを要請し、大内義隆は毛利元就の進言に従って経久を支持文二年、尼子勢は興久をかくまった山内直通の拠る甲山城を攻撃し、、興久は翌年自天文二年、尼子勢は興久をかくまった山内直通の拠る甲山城を攻撃し、、興久は翌年自まに追い込まれている。注意されるのは、甲山攻めに合力して毛利氏から派遣された福原氏が出雲富田城に連行されたとして、毛利氏が尼子氏を非難していることである。これに対して尼子側は、こちらには遺恨などないのに、毛利側の言いがかりは口惜しいと述べてについる。当時の大内義隆は「備後面無為」、すなわち備後における戦闘を鎮めようとしている。「備後表之儀」につき毛利氏に意見を加えると同時に、毛利・尼子両氏の和解調停を石見国衆に依頼するなど、尼子方との衝突を回避する姿勢を示した。しかし、備後をめぐる毛利氏と尼子氏の対立に引きずられる形で、大内氏もやがて尼子氏との決戦を余儀なくされていくことになる。

大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大内氏が九州の戦乱への対応に関するといる。

[史料9]

肝要候、雲州相談之衆改心候様、計策専用候、猶太田垣加賀守可申候、恐々謹言、度々以申下候筋目、大内一味候由、毛利右 馬頭注進到来候、感悦候、弥可抽忠骨之条

高須中 務丞殿三月十六日

祐 豊 判

助を受けながら、一族の理興を通じて備後の支配権維持を図ろうとしていたのである。 は、大永八年の山名・大内方の危機に際して但馬から下向した山名彦次郎が、大内銭興の偏け、大永八年の山名・大内方の危機に際して但馬から下向した山名彦次郎が、大内義興の偏い。本下和司氏は、この城に拠った山名理興について、杉原氏出身とする従来の通説を退ると方の圧力が強まる中で、これに対抗する山名氏側の重要拠点となったのが神辺城で

氏との同盟関係を固めていくのに対し、尼子氏は天文九年に石見から安芸に進攻して毛利これ以後、九州計略が一段落して再び中国地方に目を向けるようになった大内氏が、毛利

更料 10 」

国面々不可有等閑候、得其意馳走肝要候、猶太田垣十 郎 兵衛尉・太田垣 加 賀守可申当国之儀、各如先々可守下知之由、注進到来、尤感悦候、大内別而相談候之間、定而対当国之儀

、恐々謹言、

湯浅雅楽助殿 三月廿七日

祐豊(北

更料 11 」 ⁽¹¹³⁾

相調候様御入魂肝要之由候、将亦当国事、雖及再乱候、無異儀候、可御心安候、其方様感悅之通被成御書候、大内殿別而被仰合儀候間、被対各定不可有御等閑候、弥国中之儀其御国之儀、如先々可被守 御下知之由、被仰談之趣、従和智方両三人被致注進候、御

閏 三月廿八日

体被相談、可有御注進由候、恐々謹言

諏 之 (花押)

定盛(花押)

湯浅雅楽助殿

がなされたことを示す文書も残されている。 国衆たちの間に、なお山名氏を守護としたものである。湯浅熙宗の子元宗が和智氏・上原氏と申し合わせて祐豊に忠誠を誓う注進したものである。湯浅熙宗の子元宗が和智氏・上原氏と申談して彼らを庇護することを約束ることを和智氏から伝え聞いた山名祐豊が、大内氏と相談して彼らを庇護することを約束

て担ごうとする意思が存続していたものと判断されよう。

しかし、天文十二年に大内勢が出雲で敗北すると、山名理興はたちまち尼子方に転じて出 雲富田城に駆け込んだとされる。「中国悉尼子一統候」という状況下で、備後国衆も多くが 程子方に立つようになる。。 その中にあって、大内方に踏みとどまって活動したのが毛 足子方に立つようになる。。 その中にあって、大内方に踏みとどまって活動したのが毛 根氏であり、七年にわたり神辺城を攻め立てて備後国衆の掌握を進めていった。そして、後 年の小早川隆景書状に「其已来、備後中郡を介目頼様御裁判候、外郡ハ西条之守護三被差上 候」とあるように、毛利元就が備後中郡を管轄し、大内氏の東西条代官である弘中隆兼が備 後外郡の広域的な支配に当たるという仕組みが定められたと言う。。 元就と隆兼の両名 が備後の軍事行動において指導的役割を果たしていたことは他の史料でも確認され、毛利 氏は備後国衆の軍忠や安堵要請を大内氏に注進したり、彼らに対し大内氏への忠節を求め るなど、国衆と大内氏の間を結びつける役割を果たしていたことは他の史料でも確認され、毛利 たは備後国衆の軍忠や安堵要請を大内氏に注進したり、彼らに対し大内氏への忠節を求め るなど、国衆と大内氏の間を結びつける役割を果たしている。毛利氏は備後国衆に対して、 大内氏からの神辺合戦への軍事動員が「公儀之事」であるとして理解を求めている。。 毛利氏は大内氏を「公儀」と位置づけつつ、それを背景に備後国衆の組織化に努めていくのである。天文十年代の備後は事実上、大内氏の支配下に組み込まれていくとみてよいであるである。

政治情勢がこのように展開すると、守護山名氏の備後への影響力は大きく減退していって、大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いなる。大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いなる。大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いなる。大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いなる。大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いなる。大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いないら行動しているからである。

更料 12 」

急度以飛脚申遣之候、至其国山内表尼子罷出候、幸儀候之間可討果之行、毛利

要由申下之候、諸口儀弥馳走専一候、猶徳丸備後守・太田垣加 賀入道可申候、恐々謹(確え) 父 完就·隆元 ・和智又九郎注進之条、此口出張之覚悟候、仍大内周 防介不日可被打立事肝(鹹春)

言

五月廿四日

湯浅五郎二郎殿

宗 (山^{名)} 詮

判

る

考えられるのである。 と乖離しつつも、山名氏の社会的地位を備後の守護とみなす観念が根強く存続していたと 天文末年においても山名氏の備後国衆に対する影響力はまだ消滅してはいない。(122) 宗詮は山内隆通が味方についたことを賞して知行を安堵している。 大内勢の出兵も要請して尼子勢の撃退を図ろうとしている。また、同年十月二十一日には、 と和智氏からの連絡を受けて、山名宗詮(祐豊)が備後出兵の覚悟を湯浅氏に告げたもので 「備後国は、山名氏の守護分国としての側面を、最後まで残している」と指摘するように、 [史料12]は、天文二十二年、 尼子勢が備後北部に侵入したとする毛利元就・隆元父子 長谷川博史氏が

おわりに

取り付けることにより国内支配の安定を図った。たび重なる九州出兵、足利義尹の山口下向 る。国衆の自立性が強い両国では、相互扶助契約や国人一揆が結ばれる一方で国衆間の紛争 も頻繁に起きているが、大内氏は彼らの権益を保証しつつ相互紛争を調停し、彼らの協力を たものであろう。大内氏は幕府のバックアップを受けて両国に影響力を強めていくのであ る姿勢を示した。これは、大内氏が隣国防長の有力守護であり、また両国内にも活動拠点 める安芸や石見の場合、室町幕府は応仁の乱終結直後から芸石国衆の統制を大内氏に委ね のあり方にどのような変化がみられるかをたどってきた。備後と同じく山名氏が守護を務 (安芸東西条・石見邇摩郡)を有していることから、大内氏による国衆統制が有効と判断し 本稿では、但馬山名氏の分国であった備後を中心に、室町期から戦国期にかけて権力秩序

> 機になったとみられる。永正年間には、芸石両国は大内氏の分国に組み込まれていくのであ と上洛、さらに山陰尼子勢との抗争など、大内氏による軍事行動も芸石国衆を結集させる契

づけ、山内氏を中核とする国内秩序が形成されていくことになる 響力が存続した。文明年間には、国衆は山名氏から知行地の安堵・宛行を受けながら播磨出 兵にも参陣した。しかし、播磨奪還が失敗した後、国衆の中には山名氏の惣領政豊から離反 これに対して備後では、室町期以来の分国支配の進展もあって、大乱後も守護山名氏の影 | 俊豊との結びつきを深める動きが広がった。 俊豊は山内氏を国衆たちの 「座上」 に位置

の弱体化を同族連合体制により補完することで乗り切ろうとしたのではないだろうか。 中心に庶流一族を結集させた同族連合体制が確認できるが、永正年間の山名氏は備後支配 退をもたらさざるをえなかった。政豊の跡を継いだ致豊の時代には、但馬山名氏による備後 国衆の統制に因幡山名氏が介在する事例が散見される。山名氏においては、但馬の惣領家を 政豊・俊豊父子の抗争、備後に基盤をもつ俊豊の没落は、但馬山名氏による備後支配の後

いると言えよう。 である。同族連合に代わって、隣国守護である大内氏による分国支配の補完体制が成立して 山名氏から感状が発給されている。大内氏を介在させる形で国衆の統制がなされていたの 衆は大内氏の統率下で活動した。国衆の軍事行動は大内氏から山名氏に注進され、その上で 衝突するようになる。山名氏は備後国衆に対し大内氏側に立って行動するように指示し、国 大永年間以降、尼子氏が山陽方面に進攻する中で、尼子方と大内方の軍勢が安芸や備後で

拭されたとは言い難い。 但し、国衆の中には山名氏に忠誠を誓う動きもあり、山名氏を守護とみなす意識が完全に払 た。毛利氏は、大内氏を「公儀」と位置づけ、それを背景に国衆を動かしていくのである。 で、山内氏に代わって大内氏の備後経営の支柱となり、備後国内への影響力を広げていっ 衆毛利氏であった。とりわけ毛利氏は、備後国衆の中核であった山内氏が尼子方に転じる中 大内氏による備後経営において、それを具体的に担ったのは、安芸の東西条代官と安芸国

ごとに見極めていくことが戦国期権力論の課題だと言えよう。 り方を規定した。守護が所持する国成敗権の帰趨を軸にすえながら、権力秩序の諸様相を国 政治状況、守護と国衆の関わり方など、分国内外の様々な要素が戦国期の地域権力秩序のあ 相違点が認められる。守護山名氏の権限が後退しながらも、因幡山名氏や大内氏などを介し て守護支配を維持しようとしたところに備後の特徴が見いだされる。幕府の対応や隣国の 本稿でたどってきたように、同じ山名氏の守護分国であっても、備後と芸石両国の間には

注

- (1)川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (2)室町期においてもこうした事例が皆無というわけではなく、幕府から退治命令を受けな れるのが戦国期と異なるところである。 防長支配を追認されて守護になるのであり、守護職と国成敗権の乖離は短期間で解消さ がら防長両国を制圧した大内盛見のようなケースもある。但し、盛見はまもなく幕府から
- (3)摂津・和泉の守護を務める細川氏一族は、山陰道の丹波や山陽道の備中の守護でもあり、 さらに播磨・備前・美作を押さえる赤松氏や出雲を分国とする京極氏など、細川氏と親密 な諸氏が山陰・山陽諸国の守護を務めている
- (4)岸田裕之『大名領国の構成的展開』(吉川弘文館、 一九八三年)。
- (5)市川裕士「山陰山名氏の動向と研究の成果」(市川裕士編『山陰山名氏』、戎光祥出版、 二〇一八年)
- (6)川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」(『島根県古代文化センター研究論集一八集 石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』、島根県古代文化センター、二〇一八年)。
- (7)岸田裕之『大名領国の構成的展開』(前掲)
- (8)外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』(同成社、二〇一五年)
- (9)市川裕士『室町幕府の地方支配と地域権力』(戎光祥出版、二〇一七年)。市川氏によれ 、山名氏は安芸に守護代を常置しておらず、備後守護代犬橋氏が安芸国人の軍事動員を

- 揮下に置いた事例は確認できないという。 行ったが、出兵先の九州で彼らを指揮したのは大内氏で、備後守護代が安芸国人を軍事指
- (10)『康富記』応永二十九年二月二十八日条。
- 11 『薩戒記』永享九年八月一日条
- (12)山名宗全書状・宮田教言書状(「三浦家文書」六二・七六、『大日本古文書 家わけ第十 **四**
- (13)山名是豊書状(「三浦家文書」七二・七四・七五)
- (14)山名宗全書状(「田総家文書」二二、『山口県史(史料編) 中世3』)。
- (15)大内道頓書状写(「萩藩閥閱録」巻一二一 周布吉兵衛)
- (16)毛利元就知行注文案(「毛利家文書」二五一、『大日本古文書 家わけ第八』)。
- (17)毛利元就知行注文案(「毛利家文書」二五二)。
- (18)陶弘護書状(「相良家文書」二三〇、『大日本古文書 家わけ第五』)
- (1)山名政豊判物・山名政豊書状(「山内首藤家文書」一三五・一三七・一三八・一四三、
- (20)山名政豊感状(「田総家文書」二三)。

『大日本古文書 家わけ第十五』)。

- (21)『蔭凉軒日録』長享二年七月二十一日条
- (22)山名俊豊書状(『石清水八幡宮史 史料 第六輯』)
- (23)山名俊豊書状・山名俊豊判物(「山内首藤家文書」一五〇・一五一・一五二・一五五
- 一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・一六五・一六六・一七一・一九〇・
- 一九一・一九二・一九三・一九五・一九六)

(24)山名俊豊書状(「毛利家文書」一五八・一六四)。

- (25)山名俊豊書状・山名氏年寄連署副状(「山内首縢家文書」一六七・一六八)。なお、『大 日本古文書』の「山内首滕家文書」一五九の頭注には俊豊が山内豊成を備後守護代に補任 したとする記述が見られるが、これは誤りである。
- (26)山名俊豊書状(「山内首藤家文書」一七二)。

- (27)山名俊豊書状(「山内首藤家文書」一六九・一七○)。
- (28)山名俊豊書状(「山内首藤家文書」一七四)。
- (2)小早川弘平書状写(「小早川家証文」四〇八、『大日本古文書 家わけ第十一』)。
- (3)山名俊豊書状・山名氏年寄連署副状(「山内首藤家文書」一七四・一七五・三九二)。
- (3)兵庫県豊岡市の宗鏡寺所蔵の「山名系図」 によれば、山名俊豊は明応八年五月に死去し
- (32)山名致豊書状(「田総家文書」三五)。
- (33)太田垣胤朝書状(「田総家文書」三四)。
- (34)太田垣胤朝書状(「田総家文書」三六)。
- (35)山名致豊書状写(「閥閥録」巻六七 高須惣左衛門)。
- (36)山名豊重書状写(「閥閥録遺漏」巻4の2)。
- 文書」、『広島県史 古代中世資料編V』)。 文書」、『広島県史 古代中世資料編V』)。
- (38)山名致豊書状(「田総家文書」三九)。
- (39)山名豊重書状(「田総家文書」四〇)。
- 所収、初出は二〇〇三年)。 (4)岡村吉彦「戦国期因幡国における守護支配の展開と構造」(市川裕士編『山陰山名氏』
- (4)渡邊大門『中世後期山名氏の研究』第二章(日本史史料研究会、二〇〇九年)。
- (42)川岡勉『山名宗全』(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (4) 「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座当時在陣衆着到」(『群書類従』巻五一一)。
- (4)山名俊豊書状・山名氏年寄連署副状(「山内首藤家文書」一七四・一七五)。
- (45)『大乗院寺社雑事記』明応二年閏四月五日条。
- (46)足利義尹御内書案(「到津文書」 『大分県史料 宇佐八幡宮文書之一』)。
- (47)「伊勢貞助記」永正十二年十月十六日条(『新鳥取県史 資料編 古代中世2』)。

- (48)小坂博之『山名豊国』 (一九七三年)。
- (49)山名致豊書状写(「閥閥録」巻四○ 上山庄左衛門・巻六七 高須物左衛門)。
- は一九九三年)。 原「毛利氏の備後国進出と国人領主」(村井良介編『安芸毛利氏』所収、岩田書院、初出原「毛利氏の備後国進出と国人領主」(村井良介編『安芸毛利氏』所収、岩田書院、初出(5)柴原直樹氏は山内氏を山名氏配下の国人領主の軍事指導者であったと捉えている(柴
- (51)川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」(前掲)。
- (5)陶弘護書状(「毛利家文庫所収文書」『戦国遺文 大内氏編』一三一、以下『戦遺』一三
- 二のように略記する)。
- (5) 大内氏家臣連署奉書写(「小早川家証文」四二二)。
- (4)内藤弘矩書状(「毛利家文書」一六○)。
- 『大日本古文書 家わけ第十四』)。 『大日本古文書 家わけ第十四』)。 天野求馬)・大内義興書状(「平賀家文書」四九、(写)
- (56)大内義弘挙状(「毛利家文書」一三三六)。
- (57)大内政弘書状(「福原家文書」・「毛利家文庫遠用物」、『戦遺』一七四・一七五)。
- (5)毛利元就知行注文案(「毛利家文書」二五一)。
- (5)室町幕府奉行人連署奉書案(「大友家文書録」、『大分県史料 31』)。
- (の)丸孝連書状(「益田家文書」五八〇、『大日本古文書 家わけ第二十二』)。
- (6)大内政弘加冠状写・大内政弘書状写(「毛利家文書」一五二・一五三)。
- (62)室町幕府奉行人連署奉書案(「壬生家文書」、『戦遺』四八五)
- (8)大内政弘書状・壬生晴富書状案・大内氏家臣書状(「壬生家文書」、『戦遺』四九四)
- (64)川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」(前掲)。
- (65)大内義興書状(「平賀家文書」四三・五○・「毛利家文書」一八○)
- (66)大内義興書状(「益田家文書」一九四・二四八)。
- (67)大内義興書状(「平賀家文書」四○・「毛利家文書」一八○)。
- (8)「続善隣国宝記」『戦遺』一五四八)。

- (6)室町幕府奉行人連署奉書(「益田家文書」二七五)。
- (7)大内政弘書状(「福原家文書」「毛利家文庫遠用物」、『戦遺』一八七・一八八)。
- (71)大内政弘書状(「福原家文書」、『戦遺』一九一)。
- (72)山内俊豊書状(「山内首藤家文書」一七四・三九二)。
- (73)小早川弘平書状写(「小早川証文」四〇八)。
- (74)安芸国衆連署契状写(「平賀家文書」一六八)。
- (75)毛利興元盟約状写(「小早川証文」二六三)。
- (76)上山実広外連署契状(「毛利家文書」二〇七)
- (77)大内義興書状(「平賀家文書」四五)。
- (78)多賀山通続同家系図案(「山内首藤家文書」二三一)。
- (79)大内義興書状 (「山内首藤家文書」 一九八・二〇五)。

(8)大内義興書状写(「譜録 椙杜六郎広連」、『戦遺』一九三二)。

- (8)陶興房書状(「平賀家文書」六九・七五)。
- (8)長谷川博史「大永七年備後和智郷細沢山合戦と陣城」『芸備地方史研究』二三〇、二〇
- 〇三年)。
- (8)大内義興書状(「湯浅家文書」一○九『山口県史(史料編)中世3』)。
- (84)陶興房書状(「湯浅家文書」一一一)。
- (85)山名堯成書状(「湯浅家文書」一〇三)。
- (8)太田垣久朝書状(「湯浅家文書」一〇七)。
- (8)大内義興書状(「山内首滕家文書」二〇〇·二〇四)。
- (8)長谷川博史「大永七年備後和智郷細沢山合戦と陣城」(前掲)。
- (8)大内義與書状(「山内首藤冢文書」二〇一)。
- (9)柴原直樹「毛利氏の備後国進出と国人領主」(前掲)。
- (9)木下和司「大永七年九月の備後国衆和談と山名理興」(『芸備地方史研究』) 二七四~二七

六、二〇二一年)。

- (92)毛利元就知行注文案(「毛利家文書」二五一)。
- (9)大内義隆書状写(「閥閱録」巻九三 井上右衛門)。
- (9)大内義隆書状(「宍戸家文書」五『山口県史 史料編 中世3』)。
- (95)毛利元就知行注文案(「毛利家文書」二五一)。
- (9)多賀山通続同家系図案(「山内首藤家文書」二三一)。
- (97)大内義隆書状(「山内首藤家文書」二〇二)。大内氏は安芸以東の政治状況について毛利氏からの情報に頼る面が大きく、大内氏の重臣である陶興房が毛利氏の重臣志追広良に氏からの情報に頼る面が大きく、大内氏の重臣である陶興房が毛利氏の重臣志追広良にまった書状では、出雲・備後・安芸について情勢の予測と意見を聴取している(陶興房書送った書状では、出雲・備後・安芸について情勢の予測と意見を聴取している(陶興房書送った書状では、出雲・備後・安芸について情勢の予測と意見を聴取している(陶興房書送った書がでは、出雲・備後の事情が毛利氏を通じて大内氏に伝えられていたことをよく示していよう。
- (9)尼子詮久契約状写(「毛利家文書」二一○)。
- (10)毛利氏家臣連署書状案(「毛利家文書」二三九)。
- (11)新見国経書状(「東寺百合文書」ヤニニ九、『岡山県史 家わけ史料』)。
- (10)毛利氏家臣連署書状案(「毛利家文書」二三九)。
- (13)湯原幸清・河副久盛連署書状 (「吉川家文書」 三六五、 『大日本古文書 家わけ第九』)。
- (10)大内義隆書状写(「閥閲録 巻八一 小笠原友之進」)。
- (105)「閥閱録」巻八三 有地右衛門。
- (16)尼子経久書状・尼子詮久書状(「山内首藤家文書」二〇六・二〇七)。
- (10)長谷川博史「出雲尼子氏と芸備地域」前掲)
- (10)山名祐豊書状写(「閥閲録 巻六七 高須惣左衛門」)。
- (19)柴原直樹「毛利氏の備後国進出と国人領主」(前掲)。なお、柴原氏は、大内方の軍事指

を与えるべきであろう。

- (11)木下和司「大永七年九月の備後国衆和談と山名理興」(前掲)。
- (Ⅲ)小早川隆景書状写(「譜録 渡辺三郎左衛門直」『広島県史 古代中世資料編V』)。
- (11)山名祐豊書状(「湯浅家文書」一〇一)。
- (11)山名氏奉行人連署書状(「湯浅家文書」一〇二)。
- (14)山名祐豊書状・太田垣諏之書状(「湯浅家文書」九七・九六)。

- (15)小早川隆景書状写(「譜録 渡辺三郎左衛門直」、『広島県史 古代中世資料編V』)。
- (16)小早川隆景書状写(「譜録 渡辺三郎左衛門直」、『広島県史 古代中世資料編V』)。
- (11)川岡勉「毛利氏の覇権確立と家格上昇」(『年報中世史研究』四一、二〇一六年)。
- (11)木下和司「大永七年九月の備後国衆和談と山名理興」(前掲)。
- (19)大内義隆書状 (「藤井正昭氏所蔵文書」、『新鳥取県史 資料編 古代中世1』六二三号)。
- (20)山名宗詮書状(「湯浅家文書」八八)。
- (11)山名宗詮書状(「山内首藤家文書」二一〇・二一一)。
- (22)長谷川博史「出雲尼子氏と芸備地域」(前掲):

関する比較史料学的研究」、研究代表者 川岡勉)の成果の一部である。[付記]本稿は、科学研究費補助金による研究(基盤研究B「中世後期の守護権力の構造に